１　社会参加・生活支援・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、高齢者自身の健康づくりと介護予防の取組みが重要です。また、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の増加により、高齢者の日常生活の支援が求められています。

2017（H29）年度の介護保険法の改正により、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援、重度化防止に向けて取り組むことが制度化されました。これを受けて、市町村や都道府県の様々な取組みの達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みを推進するための保険者機能強化推進交付金等が創設されました。

県は、次の項目により、市町村による自立支援、介護予防又は重度化防止の取組み等へ支援することで、社会参加・生活支援・介護予防の推進に向けた取組みを進めていきます。

⑴　高齢者の健康づくりと社会参加・就労の促進
⑵　生活支援・介護予防の推進
⑶　自立支援・重度化防止の推進
⑷　地域包括支援センターの体制整備

(1) 高齢者の健康づくりと社会参加・就労の促進

① 高齢者の健康づくり

現　状

○　健康寿命を延ばし、自立した生活を送っている健康な高齢者が要介護状態になることを予防するためには、高齢期の低栄養や足腰の衰え（ロコモティブシンドローム）を防ぐなど、高齢者の生活機能の維持に係る健康課題への対策が重要です。

○　県は、県民一人ひとりの自発的な健康づくりの取組みを促し、生活習慣病予防や介護予防に繋げるため、やまがた健康長寿日本一プロジェクトを展開し、「やまがた健康フェア」や「ウォーキングプロジェクト」のほか、市町村と連携し、「やまがた健康マイレージ事業」を実施してきました。

○　県は、山形が誇る豊かな食を楽しみながら“オールやまがた”で健康長寿日本一を目指す「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開し、望ましい食生活の普及・定着を促進してきました。

○　2019(R1)年５月に健康保険法等の一部が改正され、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みが構築されました。健康寿命延伸プラン（厚生労働省）では、2024(R6)年度までに全市町村で一体的実施を展開するという目標が掲げられています。

○　県は、山形県後期高齢者医療広域連合及び山形県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村向けの研修会を開催するなどして、一体的実施を支援してきました。

課　題

○　高齢者の低栄養は、筋肉量の減少と身体機能の低下につながり、身体機能の低下によってエネルギー消費量や食べる量も減少し、低栄養が更に悪化するという悪循環に陥ります。

○　足腰の痛みや筋力の低下、関節の変形、骨折などの運動器の障がいによって、立つ、歩くという移動機能が低下した状態を「ロコモティブシンドローム」といい、ロコモティブシンドロームが進行すると、将来介護が必要になるリスクが高くなるため、予防や進行の防止が大切です。

○　健やかな高齢期を迎えるために、若いころから望ましい食生活と運動習慣の定着を図ることが必要です。また、壮年期までのメタボリックシンドローム予防（食べ過ぎない）から、高齢期には低栄養予防に視点を切り替え、高齢期における望ましい食生活と適度な運動を継続することが重要です。

○　健康寿命の延伸と生活の質（ＱＯＬ）の向上に向け、市町村の健康部門と介護部門及び地域の関係機関との連携した取組みが必要です。

深化・推進のポイント

■　「食」と「運動」両面での健康づくりの取組みの強化

施策の推進方向

○　県は、「保健・医療・福祉の連携による『健康長寿日本一』の実現」に向け、市町村及び関係団体と協働で「食」と「運動」の両面で健康づくりの取組みを展開します。

○　県は、ロコモティブシンドロームの予防に向け、高齢期における望ましい食生活、食生活を支える口腔機能の維持のための日常的な口腔ケアと、歯科医師・歯科衛生士による専門的な口腔衛生管理、運動習慣の定着及び就労を含む社会参加を推進します。

○　県は、米沢栄養大学、やまがた健康づくり応援企業及びその他の関係団体と連携し、望ましい食生活の情報の発信や普及・定着を促進します。

○　県は、山形県後期高齢者医療広域連合及び山形県国民健康保険団体連合会と連携し、先進事例の提供等を行い、市町村の保健事業と介護予防の一体的な実施を支援します。

○　県は、介護予防の取組みや保健事業に従事する者の人材育成等により市町村への支援を行います。

評価目標

評価目標項目	現状 2022(R4)年度	目標 2025(R7)年度	 2026(R8)年度
足腰に痛みのある高齢者の人数（人口千人当たり、65歳以上）	218.2人	216人	―

②　社会活動への参加促進、学習機会の確保

現　状

○　老人クラブは、地域を基盤とする高齢者自身の自主的な組織であり、地域のニーズに応じた様々なボランティア活動を実施するなど、高齢者の生きがいと健康づくりを進めており、高齢者が高齢者を支える受け皿としての役割も期待されています。

○　県は、山形県健康福祉祭（ときめきねんりんピック）を開催し、スポーツや趣味を通じた社会参加を進めています。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に選手団を派遣し、全国の共通の競技・趣味の方々との交流を進めています。

○　誰もが地域で役割を持ち、互いに協力して地域生活課題に取り組んでいくためには、地域住民やボランティア、ＮＰＯ等、様々な主体の協働を促進するとともに、市町村とも連携し、活動の場を創っていくことが必要です。

○　2017(H29)年度からすべての市町村で実施している介護予防・日常生活支援総合事業では、多様な主体によるサービス提供が可能となっています。

課　題

○　老人クラブの会員数は、年々減少を続け、県全体で2023(R5)年４月１日現在、30,000人を割っています。毎年約3,000人の会員数減少が続き、加入対象となる60歳以上の人口に対する加入率は６．４％まで低下しています。

○　元気な高齢者が、生活支援の担い手としての役割を持ち、社会参加することが期待されています。

○　ボランティア団体やＮＰＯ法人の多くは、活動資金や人材などが不足しており、活動基盤の強化を図る必要があります。

○　高齢者が生きがいを持って社会参加ができるように、地域を豊かにする社会活動を通し、高齢者が社会参画や社会貢献等に参加しやすい環境づくりを行う必要があります。

○　高齢者の多様なニーズに対応するため、多様な主体によるサービスをさらに広げていくことが求められています。

深化・推進のポイント

■　高齢者の多様な社会参加の促進

施策の推進方向

○　県は、高齢者の文化・スポーツ等を通じ、世代間の交流や生きがい、健康づくりを促進するため、山形県健康福祉祭を毎年開催するとともに、「全国健康福祉祭」に本県選手団を派遣します。

○　県民等が主体的に行うボランティア・市民活動を促進するため、ＮＰＯの活動内容やボランティア情報の発信を強化するとともに、地域社会の課題解決に向けた取組みへの支援を行います。

○　県は、生活支援コーディネーターが行う担い手養成・発掘等の地域資源の開発を支援し、介護予防・日常生活支援総合事業における多様な主体によるサービス事業の充実を図ります。また、生活支援コーディネーターが行う多様な理念をもつ地域のサービス提供主体とのネットワーク構築を支援し、高齢者が活躍できる仕組みづくりを推進します。

③　多様な就業機会の確保

現　状

○　2006(H18)年４月から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(以下「高年齢者雇用安定法」という。)」により、希望者全員を65歳まで再雇用することが義務付けられており、2012(H24)年11月に改正された「高年齢者等職業安定対策基本方針(厚生労働省)」においても、60歳以上の就業率の向上を目指すため、希望者全員の65歳までの雇用確保措置をすべての企業で講じることを求めています。また、高年齢者雇用安定法の一部改正により、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする「高年齢者就業確保措置」が2021(R3)年４月１日より施行されています。

○　県内においては、2022(R4)年６月１日現在、21人以上規模の企業2,324社のうち99.8%の企業が高年齢者雇用確保措置を実施しています。

○　シルバー人材センターは、高齢者活躍人材確保育成事業（厚生労働省委託事業）により、シルバー人材センターの新規会員を増加させるため、高齢者の就業に関する啓発や就業体験、技能講習等を実施しています。

○　県では、介護人材のすそ野の拡大を図るため、2016(H28)年度に介護職員のアシスタントを養成する介護就労支援事業を実施し、就労を希望する高齢者の社会参画を促進しました。2019(R1)年度からは、「介護に関する入門的研修」を県内各地域で開催し、より多くの方の介護助手としての就労促進を図っています。

○　2020(R2)年度から、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、各市町村において就労的活動支援コーディネーター[1]を配置することができるようになりました。

課　題

○　シルバー人材センター会員の平均年齢は上昇しており、平均在会期間も年々短くなってきております。今後、ますますの入会者の減少が見込まれ、また、高齢入会者が増加する傾向にあります。

○　高齢化が進み、労働力人口の減少する中で、知識と経験を有した高齢者が社会の担い手として、年齢に関わりなく意欲と能力に応じて活躍することができる環境を整備することが重要であり、就労を通じて、高齢者の力を発揮し、生きがい作りと地域の活力向上に寄与するシルバー事業の役割は一層大きくなっていきますが、一部のシルバー人材センターでは会員数の減少によって、厳しい運営状況が続いています。

○　介護助手を受け入れる介護事業者が少ないため、介護事業者の理解を促進する必要があります。また、受け入れ体制が整備されていない介護事業者への支援も必要です。

○　2023(R5)年現在、県内で就労的活動支援コーディネーターを配置している市町村はありませんが、高齢者の社会参加等を促進するため、地域の実情に応じて配置を支援していく必要があります。

深化・推進のポイント

■　高齢者への多様な就業支援

施策の推進方向

○　県は、高齢者の安定した雇用機会を確保するため、山形労働局と連携して継続雇用制度等の周知を図るとともに、県内企業に対して「70歳まで働ける企業」の普及を促進します。

○　県は、就業を希望する高年齢者に対して、その機会を確保・提供するシルバー人材センターの運営を支援します。

[1] 就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組みを実施したい事業者等をマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合う活動をコーディネートすることにより、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進する活動を行う者のこと。「就労的活動支援員」ともいう。

○　県は、シルバー人材センター等を通し、農業分野・福祉分野等の今後就労が見込める分野における技能習得のための研修会を行います。

○　県は、引き続き、高齢者を含めた多様な人材層を介護助手として養成し、就労を支援するとともに、介護助手を受け入れる介護事業者の環境整備を支援し、事業に対する理解促進を図ります。

○　県は、市町村における就労的活動支援コーディネーターの配置について、全国の好事例を発信する等の支援を行っていきます。

(2) 生活支援・介護予防の推進

現　状

○　一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、日常生活上の支援体制の充実・強化及び多様な主体による生活支援サービスの充実が求められています。

○　県は、通所型・訪問型サービスＢを全県的に広げていくため、元気な高齢者を対象とし、習熟度に応じたきめ細かい研修会を開催し、生活支援サービスの担い手の創出に取り組んでいます。

○　生活支援・介護予防サービスの充実に向け、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク構築などを行う生活支援コーディネーターが全市町村で配置されています。

○　県は、生活支援コーディネーターに対し、住民の生活課題への対応力向上を目的とした研修や情報交換の実施により、資質向上及び広域でのネットワーク構築を支援しています。

○　県は、高齢者の生活支援・介護予防に係る課題を抱える市町村に、アドバイザー派遣による継続的な伴走型支援を行っています。

○　介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うもので、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要です。

○　県内に月１回以上開催の住民主体の通いの場は、1,576 か所創出されており、高齢者の参加率は、6.4％となっています。(2021(R3)年３月時点　厚生労働省老健局老人保健課調査。)

○　県では、住民主体の通いの場の充実のため、専門職団体と連携し、介護・フレイル予防プログラム[1]を作成しました。また、住民主体の通いの場が、コロナ禍にあっても持続可能となる新たな運営手法を検討するため、ＩＣＴ機器を活用した通いの場モデル事業[2]を実施しました。

○　民生委員・児童委員は、地域住民の様々な相談に応じ、必要な福祉サービスにつなげることや、福祉サービスに関する情報の適切な提供など、地域と行政をつなぐ重要な役割を担っており、県内では約 2,900人の民生委員・児童委員が活動しています。

○　近年、地域生活課題が増加するとともに、貧困・虐待・ひきこもり・災害時支援など課題が多様化・複雑化する中、民生委員・児童委員に期待される役割もさらに増加し、複雑化してきています。

課　題

○　生活支援コーディネーターが担当地域で効果的に機能するために、地域課題を把握する技術や関係者間の調整能力の向上が必要です。

○　住民主体の通いの場は、高齢者の「参加」「活動」の受け皿の一つとしての役割を担う重要な機能であることから、通いの場への高齢者の参加率を高め、更に介護予防を推進していく必要があります。

○　通いの場の取組みは、住民主体を基本としつつ効果的な専門職の関与も得ながら、多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要です。

---

[1] 市町村や地域包括支援センター職員向けに作成した「通いの場」で実施可能な口腔や栄養、運動等の知識や技術等をテーマ毎に掲載しているプログラム集

[2] 通いの場の参加者に対してタブレット端末等の貸与を行い、サポート体制を整備した上で、オンラインでの通いの場への参加を検証するための県モデル事業

○　多くの通いの場では、体操等の運動を主とした活動を行っていますが、介護・フレイル予防には、運動・口腔・栄養等の総合的な視点が重要であり、高齢者に情報提供を行っていくことが重要です。また、ＩＣＴを活用した通いの場は、新しい通いの場の開催手法として周知していくことが必要です。

○　高齢化・人口減少の進行や雇用年齢の引き上げ、民生委員・児童委員の役割や負担感の増大等により、民生委員・児童委員のなり手が不足し、定数に対する充足率は低下傾向にあります。

深化・推進のポイント

■　通所型・訪問型サービスＢの充実

■　生活支援コーディネーターの資質向上

施策の推進方向

○　県は、生活支援サービス（サービスＢ）の担い手確保に向け、生活支援コーディネーターが行う担い手養成の取組みに対して、支援を行います。

○　県は、高齢者の生活支援・介護予防に係る課題を抱える市町村に、引き続き、アドバイザーを派遣し、継続的な伴走型支援を行います。

○　県は、全市町村に配置されている生活支援コーディネーターの資質向上を図るとともに、広域でのネットワーク構築のための支援を行います。

○　県は、介護保険法に規定されている国民の努力義務である「その有する能力の維持向上に努めること」など、各種研修会等の機会を捉えて、周知・啓発を行うとともに、高齢者が地域の実情に応じてサービスを利用し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、市町村の体制整備を支援してまいります。

○　県は、通いの場の充実を図るため、研修等の実施により担い手の養成及び資質向上を図るとともに、市町村が開催する通いの場代表者研修会等に専門職を派遣し、介護・フレイル予防プログラムの普及を促進します。

○　県は、高齢者がＩＣＴ機器を抵抗感なく活用できる意識の醸成と活用能力の向上を図るため、手引書[1]の周知等により県全域へ展開を図っていきます。

○　県は、民生委員・児童委員の制度や活動内容について、県の広報誌やホームページ等で県民に広く周知するとともに、民生委員・児童委員の確保と、活動支援に向けた取組みを推進します。

評価目標

評価目標項目	現状 2022(R4)年度	目標	
		2025(R7)年度	2026(R8)年度
生活支援コーディネーター資質向上に向けた研修等受講者数（累計:2016(H28)～)	681人	950人	1,050人
住民主体の通いの場への参加率	6.4% (R3年度)	9%	9%以上

[1] 県のモデル事業を踏まえ、通いの場においてＩＣＴ活用を図るための導入手法をまとめた市町村等向けの手引書

(3) 自立支援・重度化防止の推進

現　状

○　介護保険の理念は「自立支援」で、高齢者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うこととされております。

○　要介護認定を受ける主な原因として、生活不活発の場合に起こり得る、高齢による衰弱、転倒・骨折、関節疾患などがあり、これらは特に要支援や軽度の要介護の方に多くみられます。

○　県は、2014(H26)年度から、生活不活発等が原因で日常生活に課題を抱える高齢者の生活の質（ＱＯＬ）の向上のため、複数のリハビリテーション等専門職を交えて検討を行う自立支援型地域ケア会議[1]の普及事業を実施し、会議に助言者として参加するリハビリテーション等専門職の派遣調整等を通じて自立支援に資するケアマネジメントの推進に向けた支援を行っています。2017(H29)年度からは、すべての市町村で自立支援型地域ケア会議が実施されています。

○　県は、自立支援型地域ケア会議へのリハビリテーション等専門職の派遣拠点として、2015(H27)年度から山形県地域包括ケア総合推進センター[2]を設置しています。

○　2017(H29)年５月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下「地域包括ケアシステム強化法」という。)」においても、自立支援・重度化防止に向けた取組みが制度化されています。

○　県は、2018(H30)～2020(R2)年度に、高齢者の自立支援を先進的に実施している事業所の支援ノウハウを山形県内の事業所に取得させるモデル事業を実施し、４事業所を創出しました。

課　題

○　市町村が実施する自立支援型地域ケア会議が、高齢者の介護予防・重度化防止に必要な取組みであることの理解が促進され、継続的かつ効果的なものとして定着する取組みが必要です。

○　高齢者の生活の質（ＱＯＬ）向上のため、自立支援型地域ケア会議に参加するリハビリテーション等専門職、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及びサービス提供事業所等の資質向上が求められます。

○　自立支援型地域ケア会議における具体的な助言を踏まえた自立支援型のケアマネジメントを実行するためには、高齢者の生活課題の解決に向けたサービスの提供（生活機能の向上支援）が求められます。

○　要介護状態になることを防ぎＡＤＬ・ＩＡＤＬ[3]といった生活行為の改善や社会参加を支援するため、専門職が行う短期集中予防サービス（サービスＣ）に取り組む事業所等の拡充が必要です。

---

[1] 地域ケア会議は、市町村等が主催し、保険者や地域包括支援センター、介護支援専門員、保健医療関係者等で構成し、高齢者の様々な生活課題を話し合い、個別課題の解決や、個別課題から地域における課題を抽出し、政策形成へ繋げる会議。その中でも、高齢者の生活の質（QOL）の向上のため、多職種協働で自立支援に資するケアマネジメントを支援していく会議を県では「自立支援型地域ケア会議」と定義している。

[2] 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、市町村等を支援するため、平成 27 年度に県が設置した機関。地域ケア会議への専門職派遣調整や各種研修会の開催等、市町村や地域包括支援センターを支援している。

[3] ADL（日常生活動作）は、「食事・排泄・着衣・移動・入浴・整容」などの日常生活における基本的な動作のことを指す。IADL（手段的日常生活動作）は、日常的な動作の中でも、「掃除・料理・洗濯・買い物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味」などの複雑な日常生活動作のことを指す。

○　市町村における一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制整備を図る観点から、都道府県による地域リハビリテーション体制[1]の構築が求められております。

深化・推進のポイント

■　地域リハビリテーション体制の構築に向けた検討

施策の推進方向

○　県は、専門職団体等と連携し、市町村に対し、定期的な自立支援型地域ケア会議の開催への支援を行うとともに、自立支援型地域ケア会議での役割に応じた研修を実施し、関係者の資質向上を図ります。

○　県は、自立支援型地域ケア会議で明確になった地域課題への対応のため、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業構築や効果的・効率的な実施に向けた支援を行います。

○　県は、自立支援・重度化防止の実現に向け、特に短期集中予防サービス（サービスＣ）の県内全域への普及拡大を目指し、市町村の取組みを支援します。

○　県は、高齢者の地域リハビリテーション体制の構築に向けた検討を行います。

評価目標

評価目標項目	現状 2022（R4）年度	目標 2025（R7）年度	目標 2026（R8）年度
自立支援型地域ケア会議の開催回数	337回	420回	420回以上
短期集中予防サービス実施市町村数（訪問型又は通所型）	24市町村	―	全市町村

[1] 地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進していくこと。

(4) 地域包括支援センターの体制整備

現　状

○　地域包括支援センターとは、高齢者の総合的な相談、介護予防ケアマネジメント、権利擁護、介護支援専門員に対する支援などを担う、地域包括ケアシステムの中核的な機関であり、各市町村の日常生活圏域を基本に設置されています。

○　本県の地域包括支援センターの設置数は、2023(R5)年４月１日現在75か所となっています。

○　2017(H29)年の介護保険法改正により、地域包括支援センター設置者及び市町村によるセンター事業実施状況の評価を行うとともに、評価結果を踏まえ、機能強化のための必要な措置を講じなければならないとされました。

○　2023(R5)年の「全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。法律では、地域包括支援センターが複雑化・複合化するニーズに対応するため、センターが行う介護予防支援業務や総合相談支援業務について、指定や委託により居宅介護支援事業所が実施可能になるなど、体制整備が図られます。(2024(R6)年４月１日施行)

課　題

○　地域包括支援センターの職員は、新任職員、中堅職員、管理者等それぞれの経験・専門性に応じて求められる役割が拡大しています。

○　幅広い相談に対応するためには、これまで以上の幅広い分野の関係機関との連携が必要となることから、職員一人ひとりの知識、相談対応力等の更なる向上が必要です。

○　地域包括支援センターが地域に求められる機能を適切に発揮していくためには、センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化を図っていく必要があります。

深化・推進のポイント

■　地域包括支援センターの体制整備に向けた支援

施策の推進方向

○　県は、地域包括支援センターの職員の資質向上を図るため、幅広い分野との連携を内容に組み込んだ、職員の経験年数や職種等に応じた研修を実施します。

○　県は、地域包括支援センターの事業評価に係る評価結果の提供等を通じ、センターの機能強化の取組みを支援していきます。

○　県は、地域包括支援センターの業務負担の軽減を図る観点から、優良事例の展開など、センターの体制整備を支援していきます。

評価目標

評価目標項目	現状 2022(R4)年度	目標	
		2025(R7)年度	2026(R8)年度
地域包括支援センター現任職員研修受講者数（累計:2015(H27)～）	564人	750人	800人